

お知らせ／募集
相談健康
公民館・スポーツ文化
図書館
施設催し／教育ほか
福祉
産業振興
子育て
地域活動／ごみ・資源

お知らせ／募集
相談健康
公民館・スポーツ文化
図書館
施設催し／教育ほか
福祉
産業振興
子育て
地域活動／ごみ・資源

出展企業募集

摂津の元気なものづくり企業展 in MOBIO

市内と府内のものづくり企業の交流・連携を促進し、企業間取引の可能性を広げる機会を創出する「摂津の元気なものづくり企業展 in MOBIO」に出展する企業を募集します。※10月3日(木)午後6時～8時の①プレゼンテーション発表(自社紹介など)②ビジネス交流会(名刺交換会・会費要)に参加できる企業優先
展示期間 10月3日(木)～10月28日(月)
場所 MOBIO (ものづくりビジネスセンター大阪) MOBIO展示場2階(東大阪市荒本北1丁目4-17 クリエイションコア東大阪内)
定員 10社
申込み 8月19日(月)までに産業振興課へ

●就労支援

◆**摂津市障がい者就職フェア**
▽雇用・就労・生活・職業訓練など各種相談▽求人企業との個別面接会※企業との面接希望者は、履歴書持参(事前にハローワーク茨木へ登録要)
9月6日(金)午後1時～4時(面接受付は午後0時半)

●お知らせ

毎月勤労統計調査
労災保険など追加給付
国の毎月勤労統計調査の(2時半)に、コミュニティプラザで/問合せは産業振興課またはハローワーク茨木 ☎ 072 (623) 2551へ

駐車場の適正利用にご協力ください



障がい者や高齢者など移動に配慮を要する人が安心して外出できるように、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画などの利用証を大阪府が交付しています。駐車区画の適正利用にご協力をお願いします。

申請に必要な書類

▽障がい者等用駐車区画利用証交付申請書(府ホームページから取得可)
▽身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、介護保険被保険者証、母子健康手帳、医師の診断書・意見書などの写し
▽利用証を郵送するための切手(140円)
▽利用証(更新申請時のみ)

申請方法

申請書を記入し、上記の必要書類と併せて、大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利擁護グループ(〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目)へ郵送
※詳しくは大阪府ホームページをご覧ください。
問合せ 同グループ ☎ 06 (6944) 2362 へ

●高齢福祉

◆**ふれあい入浴**
8月18日(日)①午後2時～4時(女性は午後2時～3時半、男性は午後3時半～4時)に、特養ひかりで②午後4時～10時に、ヘルシーバス千里丘で/対象は①65歳以上②小学生以下と65歳以上/※氏名・連絡先を書いたメモをご持参ください/※入浴に必要な物品

育じい・育ばあを募集

(ジャンプ)、石鹸、タオルなど)は各自でご持参ください/問合せは高齢介護課へ
◆**たちより体操タイム** 保育所・幼稚園で、高齢者(65歳以上)が乳幼児と一緒に遊んで体操します。
8月は全ての会場でお休みです。
地域子育て支援センター

「高齢者のための地域活動マップ」ができました



地域での支え合い活動や介護予防活動、サロン活動、趣味のサークルなど、高齢者が気軽に参加できる活動の情報を集めた「高齢者のための地域活動マップ」を発行しました。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためのサポートを目的として、中学校区別に5種類作成しています。公共施設などで活動している団体を生活支援コーディネーターが訪問し、活動の様子や団体からのメッセージ、活動場所などの情報を集めて掲載しました。

冊子は、市役所1階・高齢介護課、社会福祉協議会、各公民館・図書館、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンターで配布しています。また、市ホームページにも掲載しています。生活支援コーディネーターとは、「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、誰もが高齢になっても安心して暮らし続けられるよう、住民や事業所の皆さんなどと協力しながら、介護予防や生活支援ができる地域づくりに取り組む人です。高齢介護課と社会福祉協議会に配置されています。
問合せ 高齢介護課へ

◆夏休み！ Kids & 親子まちゼミ 8月25日(日)まで 市内各店舗で※詳細は市商工会ブログ (https://ameblo.jp/settsusisyou/) へ

市内のお店の人が講師となり、学校では教えてくれないようなことを紹介。お店の魅力紹介やワークショップなどを開催します。参加費は無料または材料費のみ
問合せ 市商工会 ☎ 06 (6318) 2800 へ



暮らしのワンポイント

問合せ 消費生活相談ルーム(産業振興課内)

広告は見積もり無料 しかし作業費は請求

広告に「見積もり無料」と掲載されていたが、実際は調査費や見積りにかかった作業費などを請求されたという相談が寄せられています。
【事例】 蛇口から水が漏れた

ので「見積もり・出張無料」と書かれたチラシの事業者に見積もりを依頼。来訪した事業者は「詳しい見積もりのため水道管の内部を見る」と蛇口を取り外し、「内部の状態もよくない。給水設備全体の交換が必要」と50万円の見積書を出した。「修理するか今

日は決めれない」と言いつつ、蛇口を取り外したまま帰られた。後日、電話で断ると「断るなら蛇口の取り外し料金2万円を支払え」と請求された。
【注意点】 広告をうのみにせず、見積もりに来てもらう場合は見積料やキャンセル料などを確認しましょう。契約する場合は複数社から見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう。